

# 港湾環境整備施設(大分港西大分地区)の 指定管理候補者の選定結果について

平成19年 1月30日  
大分県土木建築部港湾経営室

## 1 経緯

港湾環境整備施設(大分港西大分地区)の指定管理候補者の選定にあたり、大分県土木建築部指定管理候補者選定委員会(以下、選定委員会)は、応募事業者から提出された書類の審査を行ってまいりましたが、このたび、審査・選定が終了いたしましたので、ここに結果をお知らせします。

## 2 大分県土木建築部指定管理候補者選定委員会 委員等

委員長	小松 大輔	(大分県土木建築部審議監)
委員	池邊 英貴	(大分県土木建築部土木建築企画課長)
委員	山路 茂樹	(大分県土木建築部港湾課長)
アドバイザー	村松 政幸	(公認会計士)
アドバイザー	城戸 照子	(大分大学経済学部助教授)

## 3 指定管理候補者選定の経過

項目	年月日
●第1回大分県土木建築部指定管理候補者選定委員会 (審査基準、スケジュール、募集要項等の検討)	平成18年11月17日(金)
公募開始 (公告)	平成18年11月21日(火)
公募に関する現地説明会実施	平成18年11月27日(月)
公募に関する質問受付	平成18年11月27日(月)から 12月6日(水)まで
公募に関する質問回答	質問なし
申請書の受付(申請 1団体)	平成19年1月15日(月)～ 平成19年1月22日(月)
応募資格等確認	平成19年1月22日(月)
ヒアリング実施通知	平成19年1月23日(火)
●第2回大分県土木建築部指定管理候補者選定委員会 (ヒアリング、審査、協議・選定)	平成19年1月29日(月)

#### 4 審査の方法、審査基準及び配点について

平成18年11月17日に開催した第1回大分県土木建築部指定管理候補者選定委員会において、審査基準及び配点を定めました。この内容は、募集要項に記載しています。

審査基準	審査基準における評価項目	配点
1 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的及び県が示した管理方針との整合性</li> <li>・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果</li> <li>・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果</li> </ul>	<p>20点 × 5人 = 100点</p>
2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者増を図るための具体的手法及び期待される効果</li> <li>・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性</li> <li>・施設の管理に係る経費の内容</li> </ul>	<p>20点 × 5人 = 100点</p> <p>20点 × 5人 = 100点</p>
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性</li> <li>・安定的な管理が可能となる人的能力</li> <li>・安定的な管理が可能となる経理的基盤</li> <li>・類似施設の管理実績</li> </ul>	<p>30点 × 5人 = 150点</p>
4 その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策の取組み</li> <li>・コンプライアンスの取組み</li> <li>・緊急時の対策、防犯防災対策</li> </ul>	<p>10点 × 5人 = 50点</p>
計		500点

## 5 申請団体一覧

平成18年11月21日から平成19年1月22日までの間、公募を行い、以下の団体から申請がありました。

(受付順)

	団体名
1	NPO法人みなとまちづくり
計	1団体

## 6 選定結果及び選定理由

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定しました。

[ 団体名 ]

大分市豊海1丁目1番9号 NPO法人みなとまちづくり

[選定理由]

同法人は、平成18年4月1日から指定管理者として、快適な親水空間を確保するために整備した施設の維持管理を適正に行い、賑わいと安らぎの場を作り出し、利用促進を図るための各種イベントの実施など、自主事業を関係団体と連携し積極的に実施してきた事業実績から、事業計画に沿った管理を行う能力を有すると認められるため。

7 審査の評価及び得点（各団体の評価項目毎の合計得点、総得点及び総合評価）

団 体 名	審査基準における評価項目	項目 得点	総得点	総合評価
NPO法人 みなとまちづく り	施設の設置目的及び県が示した管理方針との整合性 ----- ・設置目的に合致した事業計画であるか。 ・提案された運営方針は県の管理方針と合致するか。 ・団体の経営理念等は適切なものであるか。	点 38	点   439	快適な親水空間を確保するために整備した施設の維持管理を適正に行い、賑わいと安らぎの場を作り出し、利用促進を図るための各種イベントを関係団体と連携して実施してきた実績から、事業計画に沿った管理を行う能力を有すると認められる。
	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 ----- ・事業内容等に偏りがいないか。 ・生活弱者等への配慮があるか。	16		
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ----- ・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項に示した内容の提案は適切か。 ・自主事業の提案は県が意図した企画となっているか。 ・全体的に施設の機能を活用した内容となっているか。	38		
	利用者増を図るための具体的な手法及び期待される効果 ----- ・公報計画の内容は適切か。 ・利用者増を図る取組内容は効果を期待できるものであるか。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか。	44		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 ----- ・募集要項に示した内容の提案は適切か。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理が効率的に行われることが期待できるか。	44		

施設の管理に係る経費の内容 (提案価格)	91
H19 840千円 ・基準価格を下回っているか。 提案価格の基準価格との差額。 ・経費縮減の考え方とその方策は適切か。	
収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	34
・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。	
安定的な管理が可能となる人的能力	46
・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方法は適切であり、十分な見通しがあるか。 ・職員の指導育成・研修体制等により能力の確保が図られているか。	
安定的な管理が可能となる経理的基盤	32
・団体の財務状況は健全であるか。 ・金融機関や出資者等の支援体制は十分か。	
類似施設の管理実績	17
・類似施設を良好に管理運営した実績はあるか。	
環境対策の取組み	12
・環境基準に沿った事業展開をしているか。	
コンプライアンスの取組み	11
・職員の指導育成・研修体制等は充分行われているか。	
緊急時の対策、防犯防災対策	16
・緊急時の連絡・対応体制、防犯防災体制の整備が図られているか。	

## 8 今後の予定

指定管理候補者は、選定委員会の結果をふまえて県で正式に決定され、県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定されます。

### 【参考】

#### ○第1回大分県土木建築部指定管理候補者選定委員会議事要旨

議事 指定管理候補者の審査基準及び選定方法について

・募集要項(案)、管理運營業務仕様書(案)について、協議した結果、原案どおり承認された。

#### ○第2回大分県土木建築部指定管理候補者選定委員会議事要旨

議事 申請団体に対するヒアリング

指定管理候補者の決定について

・申請団体に対するヒアリングを実施し、審査基準に基づき採点を行い、協議を行った結果、特に異議もなく、「NPO法人みなとまちづくり」を指定管理候補者に選定した。